

Q 1 就学援助制度とはどのようなものですか

就学援助制度とは、就学の確保を目的とした救済措置です。生活保護認定世帯は要保護、その他の世帯は準要保護となり、支給内容が異なります。準要保護に認定されると、給食費・学用品費・校外活動費などが、年3回、市から学校を通して支給されます。費目や金額などの詳細は、別添の教育委員会資料「就学援助についてのお知らせ」を参照ください。

Q 2 就学援助制度の申請は、どのようにするのですか？

申請の窓口は学校です。担任か担当者（事務長）までご連絡ください。「就学援助費受給請求書（別添様式と記載例）」をお渡ししますので、必要事項を記入・押印の上、提出いただくことになります。

就学援助費受給申請書には、民生委員さんと学校長の所見が必要なので、民生委員さんの家庭訪問と、本校の場合は学校長との面談をお願いしています。

Q 3 就学援助制度は、どのような流れで認定されますか？

Q2 の就学援助費申請書を市教委に提出すると、受け付けた市教委では、申請者の世帯の収入を確認し、教育長が認定（否認）の決定をし、学校長を介して保護者へ通知をします。決定まで、年度初めだと6月～7月頃、その他の月だと約1か月後に学校に通知されます。学校では通知を受け次第、ご連絡いたします。

Q 4 認定になった場合、学校集金はどうなりますか？

学校によって対応は異なりますが、本校では支給された就学援助費を口座振替の学校集金に充てますので、毎月の口座振替額は、児童会費とPTA会費の480円だけになります。遠足代や宿泊学習代、修学旅行費については、年度末に援助額が支給されるため、集金では通常どおり納入いただいております。年度末に実費を集金口座に振込みます。

Q 5 外国人でも就学援助は受けられるのですか？

受けられます。詳細は教育委員会へお問い合わせください。

外国人で日本語の読み書きが不得手の保護者の方のために、母国語の説明書も用意されています。

Q6 児童養護施設等に入所している児童は、就学援助の対象となるのでしょうか？

他の支援制度により就学が困難な状況ではないため、対象にはなりません。

Q7 市外に住んでいる在籍児童・生徒の手続きはどのように行いますか？

申請は原則として、宇都宮市教育委員会と住居地（住民登録地）の市町村教育委員会との両方に行う必要があります。

		宇都宮市	居住地	備考
就学援助費	支給対象となる費目	学校給食費，医療援助費	左記以外の費目（校外活動費，修学旅行費等）	支給を受けたい費目のある市町村だけに申請することも可能です。
	申請の方法	保護者 ⇒学校 ⇒教育委員会	市町村によって異なるので確認が必要	あらかじめ宇都宮市教育委員会へ連絡し，宇都宮市教育委員会から住居地の教育委員会へ連絡をとってもらおうと手続きがスムーズに進みます。
	世帯票の提出	必要	市町村によって異なる	宇都宮市の場合は，世帯票に居住地の担当地区民生委員の所見の記載と押印が必要です。
	認定基準	それぞれに定めている就学援助認定基準に沿って審査・認定		宇都宮市と住居地で認定結果が異なる場合もあります。
	請求・支給・精算方法	市内在住者と同様	市町村によって異なるため，合わせた処理が必要	居住地への請求方法等は，認定となったら直接確認しておく必要があります。
教育扶助費	生活保護は，住居地の社会福祉事務所で認定		住居地の社会福祉事務所に連絡をとり，可能であれば教育扶助費の学校長口座支払いの手続きを進めます。	

Q8 申請書の「保護者」は、母親あるいは父親のいずれでもよいのでしょうか？

父親・母親のどちらの名前でも構いません。また，両親に代わって祖父母などが養育している場合には，祖父母などの名前でも構いません。

Q9 兄弟姉妹のうち1人のみ申請が出されましたが、一人のみの申請は可能なのでしょうか？

1人のみ申請も可能なので，小中にまたがって兄弟姉妹がある場合は，申請漏れのないように注意してください。

Q10 申請書に記載すべき世帯員とは、住民登録上の世帯員でしょうか？

申請書世帯欄に記載するのは、次のいずれか一つ以上に該当する者です。

住民票上の世帯		生計		世帯員としての記載
同一	別	同一	別	
○		○		必要
○			○	必要
	○	○		必要
	○		○	不要

住民登録上の同一世帯は生計が同一とみなされますので、親族外でも全員記載します。また、住民登録上別世帯であっても、生計が同一であれば記載します。

Q11 新年度の申請手続きを忘れてしまいました。さかのぼって認定できますか？

就学援助については申請主義ですので、保護者が申請しない限り認定されません。また、申請書を提出した月から認定の対象となるため、さかのぼって認定されることはありません。

Q12 生活保護基準による所得基準額を下回る場合であっても、認定却下になることもあるのでしょうか？また、所得基準額を上回る場合でも、認定されることもあるのでしょうか？

基本的には所得基準内であれば認定となり、所得基準を上回る場合には却下となります。ただし、これは目安のため、例えば基準額を上回る場合でも、リストラや災害にあった場合には認定となることもあります。

そのため、第3者的な目線で家庭の状況が記載されている世帯票（民生委員さんと学校長の所見）には、大切な意味があります。

Q13 認定となった場合には、保護者が申請書を記載した日の分から援助が受けられるのでしょうか？

保護者が申請書を記載し、学校に提出した月の分からは支給対象となります。

ただし、転入学生の保護者が転入と同時に申請した場合には、転入学日の分からは支給対象となり、前在籍校に在籍してきた期間の費用は対象となりません。

Q 14 生活保護を受給していれば、就学援助でも自動的に「要保護」となるのでしょうか。

生活保護を受給していても、就学援助の申請をしなければ「要保護」には認定されません。ただし、生活保護を受給していても、教育扶助費を受給していない場合は、準要保護と同じ費目が交付対象となります。

Q 15 年度途中、再婚などにより世帯状況に変更があった場合は、どのような手続きを行うのでしょうか？

再婚などにより、世帯構成や申請理由としていた事項に変更が生じた場合は、すみやかに辞退届けを提出してください。新しい世帯でも援助を希望する場合には、新たに申請書を提出してください。

Q 16 年度末に辞退する場合にも辞退届を提出するのでしょうか。

毎年度申請のため、新年度からの受給を辞退する場合は不要です。

Q 17 転校等により、修学旅行や校外学習に2回以上参加した場合は、それぞれの学校で請求することができますか？

同一費目は同一年度内で1回分のみが交付対象となります。市内間・市外との転校等により2回参加した場合も1回分のみの支給となります。

Q 18 当日、病気のため修学旅行に参加できませんでした。支払ったキャンセル料は支給されますか？

参加にかかった費用のみを援助しているため、キャンセル料は支給されません。

Q 19 「まちかどの学校」等に月途中より長期にわたりバスを使って通級する場合、定期券代は「通学費」として支給されますか？

宇都宮市立通学区域に関する規則第3条に規定されている通学区域内の学校（学区の学校）に通学する場合の交通費が交付対象ですので、交付はされません。

Q20 給食室工事や「まちかどの学校」等に通学しているなどの事情のため、弁当を持参しています。就学援助費（給食費）はどうなりますか？

弁当は学校給食でないので交付対象にはなりません。

工事等により学校全体で給食の金額が変わる場合には、その金額だけが実費支給されます。（本校では、直接給食費口座に入金しているので、保護者口座に入金することはありません。）

Q21 長期欠席のため欠食した場合の給食費は支給されますか？

減額された金額になります。（本校では、直接給食費口座に入金しているので、保護者口座に入金することはありません。）

Q22 学校集金（保護者負担経費）を滞納すると、就学援助費はどうなりますか？

保護者は就学援助の申請書を提出する際に、「援助対象費目に滞納が生じている場合には支給された就学援助費を充当することを承諾します。」と充当を承諾しています。

したがって、援助対象費目に滞納があれば、そこに充当されます。

Q23 特別支援学級在籍児童の就学援助・教育扶助はどのようになりますか？

特別支援学級へ入級している児童生徒の保護者には、経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費の一部援助する「特別支援教育就学奨励費」という制度があります。入級者の保護者は毎年、特別支援教育就学奨励費の「収入額・需要額調書」を提出することになります。

要保護・準要保護児童生徒の保護者には、就学援助や教育扶助で支給されない費目である「職場実習交通費」「交流学习交通費」のみが特別支援教育奨励費から支給され、それ以外の費目は就学援助や教育扶助からの援助を受けることになります。同一費目について、二重支給されることはありません。

Q24 生活保護制度とはどのような制度ですか？

生活保護とは、憲法第25条や生活保護法等に基づき、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

生活保護を受けるには、本人が居住地の社会福祉事務所に申し出をし、保護が必要であると認められる必要があります。

保護は、国が決めている保護基準により、世帯に必要な最低生活費と世帯の全収入を比べて決定されます。最低生活費よりも収入が少ないときに、その足りない分だけが保護費として支給されるため、支給される保護費の額は世帯の状況等によって異なります。

生活保護には「生活扶助」「教育扶助」「住宅扶助」「医療扶助」「出産扶助」「生業扶助」「葬祭扶助」「介護扶助」があります。この中で、児童・生徒が義務教育を受けるために支給される扶助が「教育扶助」です。

詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください。

【参考】 生活保護に関するQ&A

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/seikatuhogo04.pdf>

Q25 市社会福祉事務所は、どこにあるのでしょうか？

市保健福祉部生活福祉課内にあります。

Q26 教育扶助には、どのような給付がありますか？

小中学校の児童生徒が居る生活保護の被保護者へ支給される扶助費として、宇都宮市では次のような給付がされます。

[H22 年度実績]

		内容	金額	金額の把握方法	支給方法・時期
一時扶助	入学準備金	小中学校に入学する準備のための費用	定額 [小 39,500, 中 46,100]	年齢で自動的に	保護者へ 入学前の 3 月
	被服費	学齢期の児童は活動が活発で成長が著しいため、自然消耗前に使用不能となるために支払われる費用	定額 [小 4 進級時 12,800]	年齢で自動的に	保護者へ 進級前の 3 月

Q28 民生委員さんとは、どのようなお仕事をされているのでしょうか？

民生委員は、社会福祉の増進のために、常に住民の立場に立って、援助を必要とする方々に対し、生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。また、民生委員は児童福祉法によって児童委員も兼ねており、地域の子どもや妊産婦等の福祉等の向上のため必要な相談・援助を行っています。民生委員には、一定の区域を担当する民生委員・児童委員と、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がいます。日常生活を営むうえで困ったことが起きた場合や相談したいことが生じた場合には、近隣の民生委員に相談すると必要な助言や援助又は関係する行政機関等への橋渡しをしてくれます。

Q29 子どもの医療費助成制度はどのようなものがありますか？

子どもの医療費助成には様々な制度があります。各制度の概要は次のとおりです。

[平成22年度実績]

制度	対象	内容	保護者の手続き
日本スポーツ振興センター災害給付	学校管理下(登下校中を含む)の災害により、治療を必要とした場合で、医療機関の窓口で窓口等における自己負担額が1,500円以上を支払った場合	医療費3割分+お見舞い金1割分(各種見舞金)が給付される。 給付期間は、療養の初診日から最長10年間	・指定された用紙「医療等の状況」を学校から受け取り、医療機関で記入してもらい、学校へ提出
子ども医療費助成制度	市内在住の小学校6年生まで(小学校修了年度3月31日まで)の者	健康保険適用になる診療を市内の医療機関で受診した場合に、窓口での支払がいらぬ。	・市内の医療機関で受診する場合には、「健康保険証」と「医療費受給資格者証」を医療機関の窓口に掲示 ・市外の医療機関で受診した場合には、助成申請書に領収書を添付して子ども家庭課へ申請
就学援助の医療援助費	要保護・準要保護児童生徒が学校保健法施行令第7条で定められた疾病「学校病」の治療に要した費用	要保護は10割まで、準要保護は3割が、窓口での支払がいらぬ。	学校から「学校病診療依頼票(医療券)」を受け取り、医療機関へ提出のうえで受診する。
生活保護の医療扶助	生活保護受給者が病院や医院にかかった時の費用	就学援助の医療援助対象外の医療費	受診前に、担当のケースワーカーに連絡する。
ひとり親家庭の医療費助成	母子・父子家庭などの子を対象に、児童が18歳に達した年度末まで	健康保険が適用になる診療を受けた場合の医療費(自己負担分)を市が助成する。所得制限がある。 医療機関ごとに月額500円の自己負担がある。(ただし、薬局を除く。)	「ひとり親家庭医療費助成申請書」を市役所で受け取り、医療機関で記入してもらい、子ども家庭課に提出

Q30 児童扶養手当とは、どのような制度ですか？

児童扶養手当法に基づき、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

【参考】 児童扶養手当に関するQ&A

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/dl/100526-1e.pdf>

[平成22年度実績]

(1) 支給要件

次のいずれかに該当する子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども（重い障害を有する場合には20歳未満））について、父又は母がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 父又は母が死亡した子ども
- ③ 父又は母が一定程度の重度な障害の状態にある子ども
- ④ 父又は母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ その他（父又は母が1年以上遺棄しえいる子ども、父又は母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

(2) 手当額（月額）

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

児童1人の場合	全部支給 41,720	一部支給 41,710~9,850
児童2人以上の加算額	2人目：5,000	3人目以降1人につき：3,000

(3) 所得制限

所得制限の額については、受給資格者（母子家庭の母、父子家庭の父等）、受給資格者と生計を同じくする受給資格者の民法上の扶養義務者（子どもの祖父母など）等について、それぞれ、所得制限が設定されています。

(4) 手続き

市役所（子ども家庭課）で手続きをします。住民票など世帯の状況がわかる書類、所得の状況が分かる書類などが必要になります。毎年8月に「現況届」を市へ提出し、世帯の状況や所得の状況などについて確認します。世帯の状況が変わった場合（子どもの祖父母と同居するようになった、子どもの1人が母親に引き取られた等）や資格喪失する事由が発生した場合（再婚したなど）には、その都度届出が必要になります。

(5) 支払月

毎年、4月・8月・12月にその前月分までが支払われます。

Q31 市民税減免、個人事業税減免、固定資産税の減免とはどのような場合でしょうか？

いずれの場合も、天災にあい減免が必要と認められた場合や貧困に困り生活のため公私の扶助を受けているような場合です。

Q 3 2 国民年金保険料が免除になるのはどんな場合でしょうか？

生活保護法による生活扶助を受けている場合や、世帯の所得が世帯構成に応じて政令で定められている額以下の場合、障害者や寡婦で所得が令で定められている額以下の場合などです。